

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
奥州福祉推進市民会議設置要綱

平成 23 年 4 月 1 日 制定

(目的)

第 1 この要綱は、市民の積極的な参画を得て地域福祉の推進を図るため、奥州福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 市民会議は、地域福祉活動の重要性を認識し、広く市民の総意を結集しながら、奥州市地域福祉活動計画や関係事業等の推進を図るとともに、地域福祉関係団体・機関と連携を図り、地域福祉の様々な課題の発掘、整理及び解決策等について自由な意見交換を通し、提言や評価を行うものとする。

(組織)

第 3 市民会議は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会会長が任命する。

- (1) 住民自治組織を構成する団体に所属する者
- (2) 地域福祉に関係のある機関に所属する者
- (3) 民生児童委員、福祉活動推進員の職にある者
- (4) 社会福祉関係団体の役職員
- (5) ボランティア連絡協議会、特定非営利活動法人の代表者
- (6) 社会福祉事業を営む団体の役職員
- (7) 関係行政機関
- (8) 商工業、農業等の企業を代表する者
- (9) その他、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会会長が必要と認める者

(任期)

第 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 市民会議に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 6 市民会議の庶務は、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。